

## 国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの運用に向けた参考資料作成等の支援業務

(公告/公示日：2022年3月24日/公告番号：21a01233) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 14	セクター別環境チェックリスト	補足説明の欄に”ガイドラインにあわせ、環境チェックリスト(3件、各3ページ程度)の追加・既存チェックリストの更新”と記載されているが、この3件とはどのセクター(現行セクター別環境チェックリストの鉱工業、他計19セクター)のチェックリストの更新を想定されているのでしょうか?その更新は3件(セクター)だけで良いのでしょうか?	2022年1月に改正ガイドラインに基づき審査部はすでに環境チェックリストの更新を行っています。よって、本業務の中では、JICAの支援動向に鑑み、新たなセクターに対する環境チェックリストが必要になった場合に追加作成いただくことを想定しています。もちろん、改正ガイドラインの運用状況に応じて環境チェックリストの細かい更新を依頼することも生じると考えます。それら作業を合わせて3セクター程度と見積もっています。
2	P. 14	その他	補足説明の欄に記載の”事務手続きマニュアル、(途中略)審査及びモニタリング・監理方法に関する執務参考資料”とは、具体的に現行文書はどのようなもののでしょうか?JICA HP等に公開されている資料でしょうか?	「4. その他」で記載している文書はJICA HPには公開していません。審査部や業務主管部署が環境社会配慮業務を遂行するにあたって参照している内部文書の位置づけのものです。
3	p16	4. 業務上の留意事項	(1)業務従事者への便宜供与の2行目に”発注者の内部ネットワークにアクセスする必要がある業務等の場合、事業所内での作業場所を提供する。”と記載されていますが、本業務は、この場合以外は発注者の事業所内ではなく、発注者とのオンライン連絡可能な受注者の事務所または業務従事者の自宅等で業務するという理解で良いのでしょうか?	本業務については、新型コロナウイルスの感染状況に応じ在宅勤務またはJICA本部(麹町)での勤務を柔軟に選択頂ければと考えております。個別案件での急ぎでの照会が入ることもありますので、在宅勤務の場合においては、チャットや電話などを利用の上、連絡が取りやすい体制を整えて頂けますと幸いです。現時点ではコンピューター端末を受注者でご用意頂くことを想定していますが、状況を見つつJICAから執務PCを貸出することも検討致します。なお、業務上必要な場合はJICA本部へ来ていただくこともあるかと思っておりますので、この点は予めご理解下さい。
4	p21	評価表	3. 業務責任者の経験(1)の技術提案書作成にあたっての留意事項の欄に記載の”業務責任者の業務内容として最も適切と考えられるものを10件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。”についてです。この10件は様式2(その2)だけでなく、「特記すべき類似業務の経験」を様式2(その3)にも各1頁記載すべきでしょうか?そうではなく、通常の別案件提案書のように厳選した様式2(その3)は3件で良いのでしょうか?	様式2(その2)には10件を記載し、様式2(その3)は特筆すべき3件として下さい。
5	p25	入札金額内訳書の注2)	注2)に”「業務人日」は、発注者として想定している業務一単位当たりに必要な業務人日です。業務仕様書の内容を確認し、競争参加者として必要と思われる業務人日を提示してください。”と記載されていますが、業務人日は、(4)、(6)の項目を除き、入札書に記載されている業務人日から、修正が必要と考えた数値を提示して見積もり出来るという理解で良いのでしょうか?	ご理解の通りです。ただし契約履行期間全体で675人日を超えないように各業務の人日の設定をお願いします。
6	p25	入札金額内訳書の注4)	注4)に”「(4)ガイドラインに関する関係者への周知」、「(6)環境社会配慮関連の情報発信」については、入札時点で業務人日や回数の想定が困難である”までの記載となっておりますが、念のため、正確な文章はどのようになるのでしょうか?	以下の通り記載を訂正させていただきます。 「(4)ガイドラインに関する関係者への周知」、「(6)環境社会配慮関連の情報発信」については、入札時点で業務人日や回数の想定が困難であるため、「業務人日」の欄に提示されている契約期間全体の業務量を定量として積算して下さい。」
7	P. 21	(2)業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)	業務に必要な業務従事者数について、人数の制限はありますか?	特段の制限は設けておりません。
8	P. 20	第3章 技術提案書作成の作成要領 (1)社としての経験・能力等 (3)業務責任者の経験・能力等	社として及び本件業務主任者の業務の対応について特に想定されている専門性がありましたらご教示ください。	業務責任者の想定する専門性としては環境社会配慮(セーフガード)全般に対する知識・知見となります。JICAの有償・無償資金協力及び技術協力事業の形成・実施・評価業務における環境社会配慮の理解に加え、他援助機関における環境社会配慮業務の動向を把握しアドバイスするための深い知識も求められます。なお、個別案件での照会事項は環境面・社会面と多岐に渡ることが多く、幅広い専門性を有する社としてのバックアップがあることが望ましいです。
9	P. 16	4. 業務実施上の留意事項 (1)業務従事者への便宜供与	業務遂行に当たりJICA本部内での作業が必須となりますでしょうか?	本業務については、新型コロナウイルスの感染状況に応じ在宅勤務またはJICA本部(麹町)での勤務を柔軟に選択頂ければと考えております。個別案件での急ぎでの照会が入ることもありますので、在宅勤務の場合においては、チャットや電話などを利用の上、連絡が取りやすい体制を整えて頂けますと幸いです。現時点ではコンピューター端末を受注者でご用意頂くことを想定していますが、状況を見つつJICAから執務PCを貸出することも検討致します。なお、業務上必要な場合はJICA本部へ来ていただくこともあるかと思っておりますので、この点は予めご理解下さい。